

室蘭市教育施策の大綱（素案）

（平成28年～32年度）

平成28年 月

室 蘭 市

はじめに

室蘭市は、明治五年の開港以来、港を中心とした「ものづくりのまち」として発展してきました。先人の皆様が築き上げた歴史を大切にするとともに、子どもからお年寄りまで、住みたい、住み続けたい「誇れる室蘭」のまちづくりを現在進めています。

この「誇れる室蘭」のまちづくりの実現にむけて、教育面においては、社会全体で子育てを支えていくための子育て支援の充実、知・徳・体の調和の取れた「生きる力」を育む学校教育の推進、生きがいと充実感のある豊かな生活を送る社会教育の推進が重要と考えています。

さて、広く日本社会や国際社会に目を向けますと、グローバル化や情報化への対応、自然災害やいじめによる自殺問題など、安心・安全への危惧、環境問題の深刻化など、多くの課題が生まれるとともに、核家族化や少子高齢化が進む中で、人間関係が以前よりも希薄になり、学校はもとより家庭や地域の教育力向上がより一層求められております。

このような様々な課題や社会情勢を踏まえ、平成18年に公布された改正教育基本法では、新しい時代の教育の基本理念が示され、政府に教育振興基本計画の策定が義務付けられるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正(平成27年4月1日施行)され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革が進められることとなりました。

本市においても、この制度改革のきっかけとなったいじめ問題等教育を取り巻く諸問題について総合教育会議において現状や課題を把握するとともに、教育委員会と一層連携を図りながら協議を行い、次の世代を担う子どもたちを育成するために、しっかりと役割を果たしてまいります。

今回、総合教育会議において教育委員会と協議し、室蘭市の教育施策の大綱を策定しました。この大綱に基づき、地域の実情に合った教育施策を実施していくため、教育委員会はもとより、各部・各課との連携を図った教育施策を推進してまいります。

平成28年 月 室蘭市長 青山 剛

1 大綱の性格

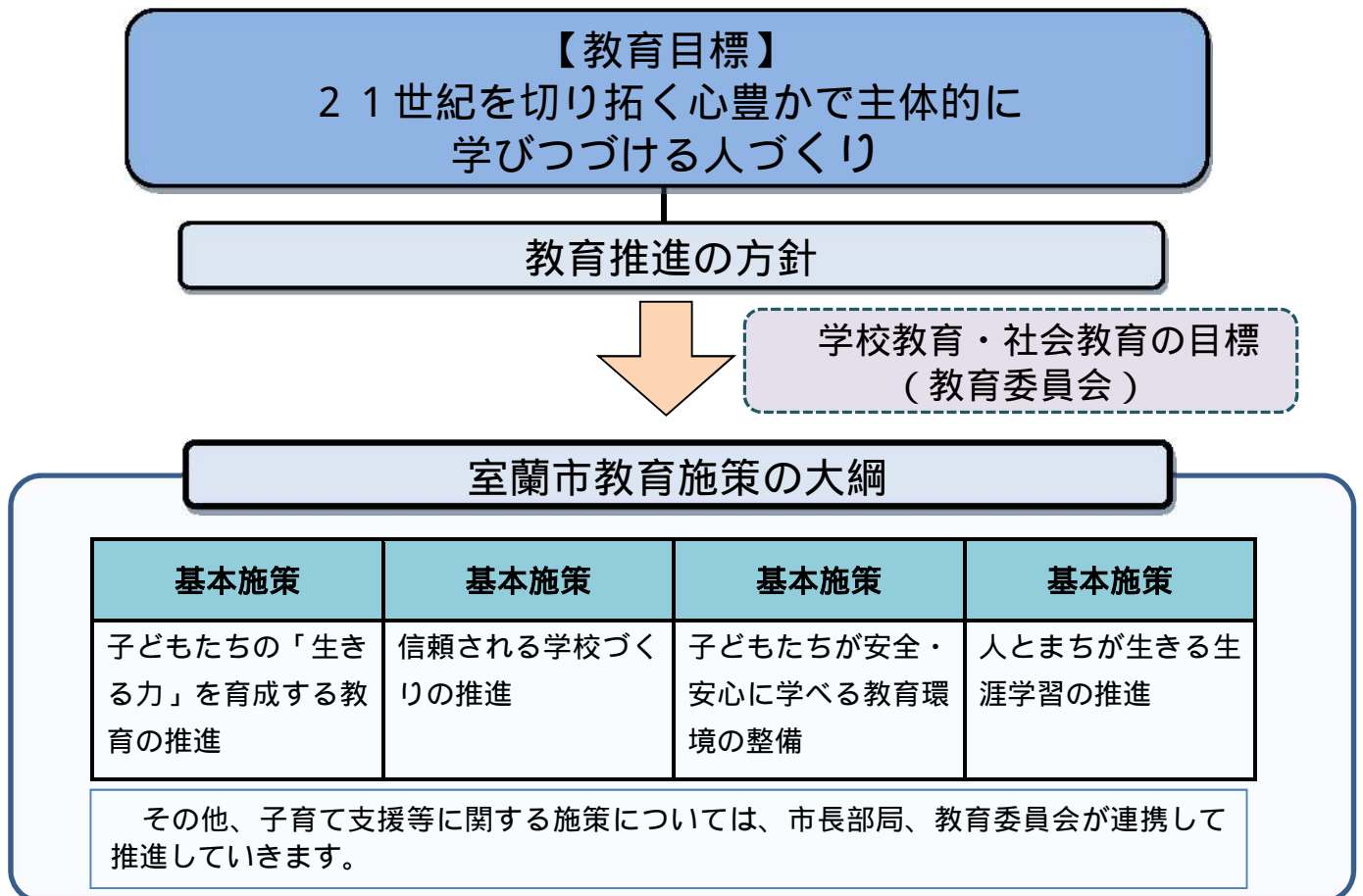
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を定めるものです。市長と教育委員会が総合教育会議において、協議・調整し、市長が策定し、教育目標である「21世紀を切り拓く心豊かで主体的に学びつづける人づくり」を理念に掲げ、本市の教育のより一層の振興と充実を目指します。

2 大綱の期間

期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、国の教育振興基本計画を参酌して定めることとされていること等から、必要に応じて、見直しを行います。

3 大綱の体系

室蘭市におけるまちづくりの基本的な計画である「第5次室蘭市総合計画」をはじめとした各種計画などと整合性を図るとともに、「室蘭市教育目標」や学校教育及び社会教育目標などを踏まえて策定しました。



室蘭市の教育の基本的な考え方

1 教育目標

2 1世紀を切り拓く心豊かで主体的に学びつづける人づくり

2 教育推進の方針

憲法・教育基本法の本質にのっとり、生涯を通して市民憲章にそつ市民の育成を図ります。

学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力と生涯学習の基礎的資質の育成が重要です。そのために、一人一人の個性を生かしながら、基礎的な知識・技能及び思考力・判断力・表現力などの能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、健康増進・体力の向上を図り、道徳教育や生徒指導を充実し、心豊かな児童生徒の育成に努めます。

社会教育においては、生涯学習の観点に立って、市民の多様な学習要求に対応し、それぞれの課題をふまえ、各教育機関、団体との連携のもと、計画的・効率的な学習の機会と場の充実を図り、主体的で健康な市民の育成を図るとともに、地域に根ざした文化、スポーツ、科学の育成に努めます。

基本施策

1 子どもたちの「生きる力」を育成する教育の推進

- (1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成
 - 「確かな学力」～学力の向上に関する取組
 - 「豊かな心」～道徳性の育成やいじめ問題の防止等の取組
 - 「健やかな体」～体力向上、食育等に関する取組
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 特色ある教育活動の推進等

2 信頼される学校づくりの推進

- (1) 家庭や地域の理解と協力を得た学校づくりの推進
- (2) 教職員の資質・能力の向上、服務規律の徹底

3 子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備

- (1) 子どもの安全を守るための不審者対策等の強化
- (2) 学校における防犯教育、防災計画・防災教育計画に基づく取組の推進
- (3) 安全・安心な学習環境の整備

4 人とまちが生きる生涯学習の推進

- (1) 生涯各期の学習活動の推進
- (2) 文化芸術・スポーツ活動の推進
- (3) 社会教育施設の整備

参考

1 「室蘭市民憲章」（昭和47年8月1日制定）

わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。

わたしたちは、このまちを愛し、市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに、市民憲章を定めます。

- 1 健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。
- 1 老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、緑豊かなまちをつくります。
- 1 のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくります。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

（趣旨）

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

（概要）

1. 教育行政の責任の明確化

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）

教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）

教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）

教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）

また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）

会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

4. その他

総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4、14条関係）

現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）

政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

（施行期日）

平成27年4月1日

文部科学省説明資料参照

3 「第2期教育振興基本計画」における成果目標

成果目標1：生きる力の確実な育成
成果目標2：課題探求能力の修得
成果目標3：生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得
成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等
成果目標5：社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成
成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会の確保
成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保
成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成

「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）より抜粋

4 「北海道教育推進計画」における北海道教育ビジョンの基本理念・基本目標

自然豊かな北の大地で、自立の精神あふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む（自立）
心豊かに。ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む（共生）
基本目標1：社会で生きる実践的な力の育成
基本目標2：豊かな心と健やかな体の育成
基本目標3：信頼される学校づくりの推進
基本目標4：地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進
基本目標5：北海道らしい生涯学習社会の実現

「北海道教育推進計画（第四次北海道教育長期総合計画）」（平成25年3月）より抜粋

5 室蘭市学校教育及び社会教育の目標

< 学校教育の目標 > 室蘭市民憲章の精神に基づき、未来社会を創造する心豊かで活力のある子どもの育成と信頼される学校づくりをめざします。 自己実現をめざし、自ら学ぶ態度を育成します。 思いやりの心を育み、豊かな感性を育成します。 生命を大切にし、自らを鍛える力を育成します。 地域や家庭との連携、小・中間の連携を深めながら、信頼される学校づくりを進めます。
< 社会教育の目標 > 室蘭市民憲章の精神に基づき、豊かな知性と教養をもち、健康で主体的に学ぶ地域社会の形成をめざします。 人権を尊重し、生きがいのある地域社会づくりにつとめます。 知性と教養を深め、創造性をはぐくむ人づくりにつとめます。 豊かな心と、健やかな体の育成につとめます。 ふるさとを愛し、自然を愛し、規範意識の高揚につとめます。 国際的視野で、環境に優しく、多様な生き方を認め合う社会の形成につとめます。